

2016年2月29日

**法人向け定期保険の新商品『生活障がい定期保険』を発売
～ 保険活用で企業の事業継続をサポート ～**

AIG 富士生命保険株式会社（代表取締役社長兼 CEO 友野紀夫、以下 AIG 富士生命）は、2016年3月2日より定期保険の新商品『生活障がい定期保険』[正式保険名称:生活障害型定期保険]を発売します。

『生活障がい定期保険』は万一の場合だけでなく、所定の高度障害状態、所定の要介護状態、また、5つの疾病(転移性の悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・慢性腎不全・肝硬変)による所定の重篤な状態になった場合にも保険金をお支払い致しますので、経営に携われなくなった場合の退職金対策、事業保障対策、事業承継対策などを心配される経営者の皆さまにご安心いただける保険です。また、急な資金が生じた場合や勇退時の退職慰労金等に解約返戻金をご活用いただけます。

【特長】

特長 1: 一定期間における死亡や所定の高度障害状態、所定の要介護状態、また、5つの疾病(転移性の悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・慢性腎不全・肝硬変)による所定の重篤な状態に該当した際の保障をご準備いただけます。

特長 2: 急な資金ニーズが生じた場合や、勇退時の退職慰労金等に所定の解約返戻金をご活用いただけます。また、所定の範囲で契約者貸付制度(※1)をご利用いただけますので、保障を継続したまま資金を準備することも可能です。

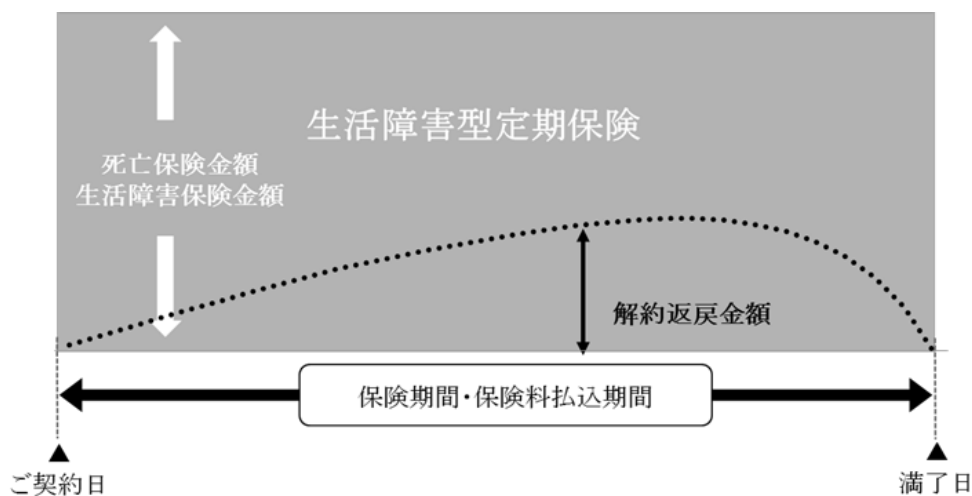
特長 3: AIG 富士生命健康サービス(※2)をご利用いただけます。
(「セカンドオピニオンサービス」、「がんトータルサポートサービス」、「健康医療相談サービス」、「こころのサポートサービス」、「糖尿病トータルサポートサービス」)

(※1) 貸付金には所定の利息がかかります。

(※2) サービスの内容によってご利用いただける対象の方が異なります。

【概要】

■ イメージ(仕組図)



■ 保障内容

お支払いする保険金	支払事由
死亡保険金	死亡したとき
生活障害保険金	所定の高度障害状態になったとき
	所定の要介護状態となり、その状態が180日間継続し、 終身回復する見込みがないと医師により診断確定されたとき
	5つの疾病(転移性の悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・ 慢性腎不全・肝硬変)による所定の重篤な状態になったとき

※死亡保険金と生活障害保険金は、重複してお支払いしません。

※生活障害保険金の支払いは1回限りとし、生活障害保険金が支払われたときには、ご契約は消滅します。

■ 取扱範囲

契約年齢	15歳から66歳
保険期間	70歳から85歳
保険料払込期間	保険期間と同じ

AIG 富士生命は、お客さまのニーズに根ざした保険商品およびサービスを提供し、お客さまに選ばれ続ける保険会社を目指してまいります。

以上